

2026
年度版

商社・

機械メーカー が

建設業法違反

になりがちな

4つのケース



ご挨拶

こんにちは!

本冊子を手にお取りいただきありがとうございます皆様
は商社機械メーカーが建設業法と関係があることをご存
知でしたか。

中には少しだけ知っていたとか知っているけど売上もそ
んなにないし周りも許可ないし問題ないと思っている等、
様々ではないでしょうか。

そんな中、弊社は商社や機械メーカーとお取引させていた
だく機会が年々増えてきました。理由として今まで商社・機
械メーカーは建設業の許可が無くても何も言われなかっ
たが、最近になって取引先から指摘を受けた、中には同業
者から告発されて許可を取らざるを得なくなつたといった
コンプライアンス意識の高まりからです。商社や機械メー
カーから許可取得の相談を受けてきた経験から、商社・機
械メーカーに共通する実は違法だが問題ないと思いがち
な建設業法違反事例を4つにまとめました。4つの事例を
分かりやすくイメージしてもらうために、イラストで「御社」
という言葉を使いました。自社でやってしまっていないか、
当事者イメージを持ってご確認ください。

重要用語

この冊子を読み建設業法の違反を理解するにあたり最低限知っておきたい用語と契約イメージをまとめました。

- ✓ 請負・・・工事の完成・納品を約束する行為
- ✓ 施主・・・工事の最初の発注者。ユーザーと同義
- ✓ 元請業者・・・ユーザーから直接注文を受ける業者
- ✓ 下請業者・・・元請業者から設置等の作業の注文を受け作業する協力会社
- ✓ 配置技術者・・・工事現場の技術的責任者

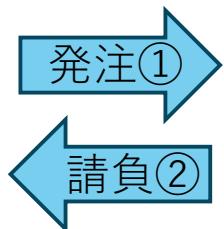


建設業 契約の流れ

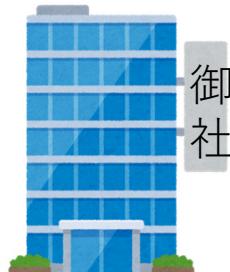
CHECK!



施主
(ユーザー)



元請業者



下請業者 (協力業者)

CASE ① 無意識に違反しがちな行為



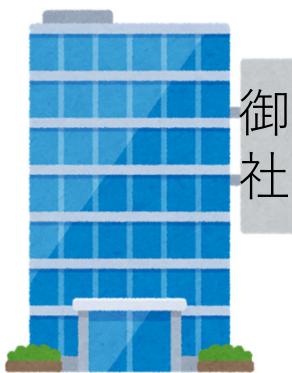
工事代金が500万円未満なら
違反ではない



あの装置が欲しいです。
設置までお願い出来ますか？



ユーザー

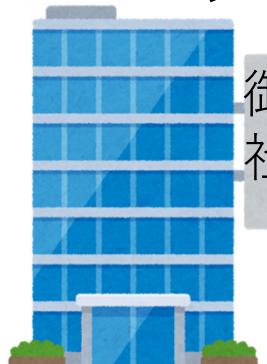


御
社

できますよ！装置は3000万円で
すが、工事代金は500万円いかない
ので建設業許可が無くても
問題ないです！



ユーザー



御
社

NG!

CASE① 問題点

建設業許可が必要な工事は500万円以上からですが、その500万円の中には材料費も含まれます。さらには消費税もです。税抜きだと合計450万円程度になります。

CASE①では施主であるユーザーが装置の設置まで依頼をしているので、商社や機械メーカーである御社は建設業法上の元請業者に該当します。御社はユーザーに対して装置を設置して完成品を納品する約束、つまり請負契約をしたという取り扱いになり建設業法上の許可が必要です。

CASE① 罰則

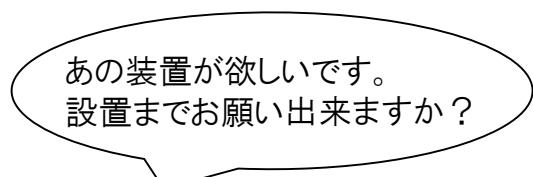
- ✓ 無許可営業…3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金



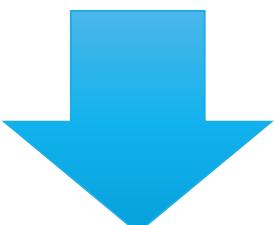
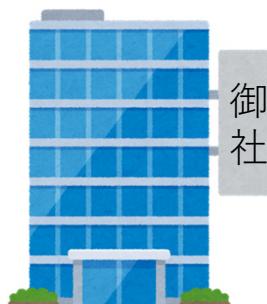
CASE ② 無意識に違反しがちな行為



工事は許可のある協力業者に
依頼すれば良い



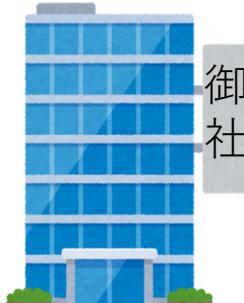
ユーザー



できますよ！装置設置込で3500万円になります。うちは建設業許可はありませんが施工する下請業者は許可業者なのでご安心ください！



ユーザー



いつも工事の発注
ありがとうございます！



CASE② 問題点

ユーザーは御社に対し装置の購入と設置まで発注しています。材料費込みで500万円以上になるため、建設業許可が必要だと説明したのがCASE①でした。今回は許可を有する協力業者に設置の依頼をしましたが、これも建設業法違反です。

それは御社が建設業法上の元請業者にあたるからです。
建設工事は実際の作業だけでなく、工事全体の技術的な工程を管理する施工管理も該当します。CASE②で言えば、御社は協力業者が技術的に正しく設置出来ているか、納期通りに納めることなど、ユーザーに対して完成品を納品する請負契約という義務・責任が法律上課せられているということです。

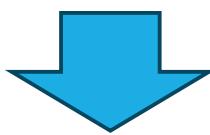
また協力業者に全て工事を丸投げすることは法律上禁止されています。御社からも自社で直接雇用する1級の施工管理技士の資格を持つ等の技術的な能力を有する配置技術者を工事現場に配置し施工管理に関与することも請負契約に含まれているので注意が必要です。

CASE② 罰則

- ✓ 無許可営業…3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金
- ✓ 一括下請の禁止…指示、営業停止の行政処分
- ✓ 配置技術者の不設置…100万円以下の罰金



CASE ③ 無意識に違反しがちな行為



建設業許可の業種を考慮していない

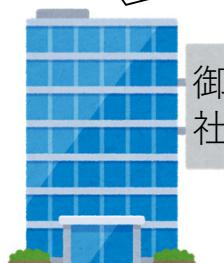


あの装置が欲しいです。
設置までお願い出来ますか？



ユーザー

できますよ！ うちは建設業許可を取得した
ので問題ありません。



御
社

流石です！ 業種は電気工事
業を取っていますか？



ユーザー

業種…？ 建設業許可
持っているので問題ない
ですが？



御
社

NG

CASE③ 問題点

工事と一言でいっても世の中には色々な種類の工事があります。例えばビルを建てる、トンネルを掘る。両方とも工事に該当します。しかしこれらの工事が同じ技術と知識で施工されているわけではありません。そこで建設業法では工事の種類を技術的な観点から2種類に分類しそれを業種と呼んでいます。各業種にあてはまる工事を請負・施工する場合には該当する業種の建設業許可を取得しないといけないということです。

仮に何かしらの業種を持つ建設業許可業者だとしても、請負・施工する工事の業種の許可を取得していないと無許可営業に該当するので注意が必要です。もちろん協力業者に発注する際も、該当する業種の許可を持っていないと発注出来ません。

商社や機械メーカーは設備系の業種の許可が必要になることが多く、網羅的な機械器具設置事業を取得しないといけないケースがほとんどです。

CASE③ 罰則

- ✓ 無許可営業…3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金



CASE ④ 無意識に違反しがちな行為



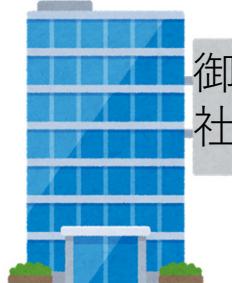
ユーザー or 同業他社が
建設業じゃないといったから

あの装置が欲しいです。
設置までお願い出来ます
か？



ユーザー

申し訳ございません。うちは
建設業許可持っていないので
設置は出来ません。



いやこれは建設工事じゃな
いってみんな言っていますよ。
他のところも建設業許可なく
てもやってますし。



ユーザー

他もやっているな
ら大丈夫か！



NG!

CASE④ 問題点

これは相談を受ける中で一番聞きます。商習慣などもあると思いま
すが結局は「赤信号、みんなで渡れば怖くない」理論でしょう。

ここで建設業法の目的を確認しましょう。建設業法はユーザーを保護するための法律です。機械代金と設置まで含み500万円以上の金額になるのであれば、現場に一定能力以上の技術者がいないと完成されないリスクが増え、保護に欠けるため許可制度を設けています。ユーザーが建設工事じゃないと言っても関係ありません。また同業他社が建設工事じゃないと判断することはおかしなことです。建設工事かどうかの判断は専門家や管轄の役所に相談しましょう。

また商社の商習慣で三者間の合意の下で支払代行による契約がありますが建設業法的には問題があります。それは商社が元請業者になり一括下請をする契約だからです。形だけ見れば、機械メーカーには装置と設置代金を商社に支払をし、機械メーカーに設置費用を支払わなければメーカーは建設業法違反の適用を逃れる狙いから提案することもあるようです。商社の製品やサービスを介在する対価の支払方法として支払代行は問題ありませんが、建設工事が絡むと違法になってしまうがあるので注意が必要です。

CHECK!



CASE④ 罰則

- ✓ 無許可営業…3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金
- ✓ 一括下請の禁止…指示、営業停止の行政処分

建設業許可が不要なケース

商社や機械メーカーが設置まで含み装置を販売する場合には建設業許可が必要ですが、装置のみを販売する物品販売業務のみであれば建設業許可の取得は不要です。

他にも建設業許可が不要で出来る行為につきまとめました。



- ✓ 機械代金、消費税込みで500万円未満の工事
- ✓ 保守点検、メンテナンス
- ✓ 機能の向上を目的としない消耗品、部品交換
- ✓ 設計業務
- ✓ 架台制作
- ✓ 自らが使用する機械装置を自ら設置する工事
- ✓ 機械装置の物品販売

御社が上記に挙げた行為しか営業しないのであれば、建設業許可は必要ありません。

その他重要なこと

建設業法 重要ポイント

- ✓ 建設業法はユーザーを保護して公共の福祉を発展させることが目的
- ✓ 500万円以上の工事を請負・施工するには建設業許可が必要
- ✓ 建設業許可の業種は全部で29種類ある
- ✓ 元請業者には厳しく法律が適用される

建設業法 関連法令

自社で建設事業をする場合、建設業特有の法令遵守義務が課せられます。

- ✓ 労働者災害補償保険法
- ✓ 労働安全衛生法
- ✓ 廃掃法
- ✓ 特有の下請支払ルール
- ✓ 石綿障害予防規則 etc

建設業だと多くの法令が関係する理由は建設業が危険な業種だからです。安全を図るために元請業者に下請業者を管理させる義務が法令により課せられます。言い換えると建設業として処理しないと従業員や協力業者の安全面や保護に欠けている状態だといえるのです。社内のコンプライアンスに問題がないか今一度ご確認ください。

P11 あとがき

お疲れ様でした。商社や機械メーカー様の全体の売上の中で設置や据付が含む取引は少数かもしれません。しかし絶対値としての金額としては無視出来るものではないでしょう。

拙著HP内に商社が建設業許可を取得できないわけといった記事がかかるていますのでよろしければどうぞ御覧ください。裏表紙にQRコードにて載せています。

とはいっても、問題意識を持ち行動すれば、すぐに許可が取れなくても来年、再来年には取れるといった道筋もでてきます。昨今はコンプライアンスの意識が高まっており、機械メーカーは機械器具設置工事業の建設業許可を持ってないと販売しないということも耳にします。また同業他社から許可を取っていないから受注出来ないはずだ!と言われたら何も言い返すことは出来ません。大きな売上がなくならないようになりますはお悩み事があればご相談ください。

そして皆様が同業他社が取得出来ていない建設業許可、しかも機械器具設置工事業!という形で他社と比較して優位な立場を取れるようサポート出来ましたら幸いです。行政書士 上田「許可が必要か迷ったら、まずはお気軽にご相談ください」

監修者紹介



行政書士法人オンオールサイズ
代表社員 上田 貴俊

1986年生まれ 新宿区に事務所を構える

建設業許可、特に「機械器具設置工事業」について全国からの相談・実績多数。近年は商社・機械メーカーから「許可が必要かわからない」「取引先から指摘された」といったご相談から関与し法務顧問として相談を受ける



主なサポート実績

- ✓ 全国の機械メーカー・商社の建設業許可申請
- ✓ 特定・機械器具設置工事業の取得相談
- ✓ 機械器具設置工事業に関する監理技術者の要件整理
- ✓ 「建設業かどうか判断できない案件」の診断と相談
- ✓ 商社向けの建設業法セミナー講師
- ✓ 外国実績の認定申請 企業内集団確認申請 etc

HP・YouTubeで建設業法関連の情報を発信中！